

評価主体の変更

法改正に伴い、法人の業務実績を評価する主体が、評価委員会から知事に変更



評価に関する規程の変更

- 評価委員会が決定した「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」^{※1}を廃止
(平成30年3月31日廃止)
- 新たに、知事が「東京都地方独立行政法人の評価に関する指針」を策定^{※2}
(平成30年4月1日施行)

※1 都の法人の業務実績評価に関する統一的なガイドライン。

これに基づき、各分科会は各法人の業務実績に関する具体的な評価方針及び評価方法を決定

※2 公立大学法人については、法の特例により、引き続き評価委員会が評価主体であるため、
評価委員会（公立大学分科会）が評価基準を決定